

令和6年度 厚生労働省組織・定員の概要

令和6年度組織・定員については、「新しい資本主義の加速」、「国民生活の安全・安心」、「持続可能な社会保障制度の構築」等を進めていくことが必要であり、以下のような内容が認められた。

- ▶ 三位一体の労働市場改革による「人への投資の強化」や「構造的賃上げの実現」等、新しい資本主義の加速に向けた改革を実施するための体制強化
- ▶ 「全世代型社会保障の構築」に向けて、「医療DX（医療分野のデジタルトランスフォーメーション）」の更なる推進など各種課題への対応のための体制強化

1. 組織体制の整備（主なもの）

※名称は仮称

1 労働市場情報の可視化に向けた体制整備

官房企画官（労働市場情報整備担当）を設置

2 診療報酬改定DXの推進等

官房企画官（診療報酬改定DX担当）、薬局地域機能推進企画官を設置

2. 人員体制の整備

▶ 本省内部部局、ハローワーク等を中心に大幅な定員増を図り、新規業務や既存業務の増大にも的確に対応できる体制を整備

区分	令和5年度 末定員※1	令和6年度増減内訳※1、2			令和6年度 末定員
		増員等	減員等	差引	
厚労省	33,431	889	▲849	40※3	33,471
内部部局	4,238	145	▲26	119	4,357

- ※1 令和5年度末定員及び令和6年度増減内訳には、消費者庁、国土交通省及び環境省への移管分▲86人（内部部局）を含まない。
- ※2 令和6年度増減内訳には、定年引上げの影響を緩和して新規採用数を確保するための特例的な定員（特例定員）288人（うち内部部局24人）を含まない。
- ※3 厚労省全体の差引は、雇用調整助成金等対応の時限定員（労働局）の到来減▲200人を除くと、+240人。

◆ 増員等の主な内容

■ 本省内部部局

・医療DXの更なる推進 ⇒ 14人

■ 地方厚生(支)局

・麻薬取締部の体制強化 ⇒ 13人

■ 都道府県労働局

- ・キャリアコンサルティング機能の強化・人材確保等に向けた体制強化 ⇒ 289人【ハローワーク】(注)
- ・監督指導及び賃上げ等の施策支援等の強化に向けた体制整備 ⇒ 85人【監督署】
- ・フリーランス法の施行体制整備及び同一労働同一賃金に向けた履行強化 ⇒ 40人【本局】

< 都道府県労働局の体制の見直しについて >

- ・常勤職員と非常勤職員の適正な業務分担の実現に向けた実証・検討 ⇒ 40人【ハローワーク】(注)上記289人の再掲として計上

※ 社会人選考採用におけるハローワーク等の非常勤職員の採用を積極的に実施し、近年の実績の倍となる100人以上の採用を目指す。

※生活衛生等関係行政の機能強化のため、令和6年4月に、食品衛生基準行政を消費者庁へ、水道整備・管理行政を国土交通省及び環境省へ移管

都道府県労働局の体制について

- ハローワークについては、非常勤職員の割合が高く、常勤職員が本来担うべき基幹的な業務を非常勤職員が恒常的に担っている実態が一部にある。
(常勤職員：10,219人、非常勤職員：20,123人)
- 職業の安定を所掌するハローワークで働く非常勤職員の雇用が不安定であることについて、その処遇の改善が求められている。
- 人手不足が深刻化する中で、求人企業に対するきめ細かい人材確保コンサルティングや、求職者へのきめ細かな職業相談・職業紹介が一層求められている。

1 常勤職員と非常勤職員の役割 分担見直し

- 常勤職員が重要業務の中核的な役割を担う体制の確保に向けて、常勤職員と非常勤職員の役割分担を見直す。
- ハローワークがマッチング支援を実施するために効果的な体制や業務方法を追求・検証するため、常勤職員が中心になり、担当者制できめ細かな支援を実施するモデル事業を行う。

2 非常勤職員の常勤化

- 社会人選考採用におけるハローワーク等の非常勤職員の採用を積極的に実施し、公平採用の原則に留意しつつ、近年の実績の倍となる100人以上の採用を目指す。

ハローワークの職員数の推移

